

○岡企画官 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、オンライン開催とさせていただきます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから第149回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つです。

議題1、「改正個人情報保護法 政令・規則・ガイドライン等の整備に当たっての基本的な考え方について（案）」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「改正個人情報保護法 政令・規則・ガイドライン等の整備に当たっての基本的な考え方について（案）」につきまして、資料1に基づいて御説明申し上げます。

第144回委員会において議論いただきましたとおり、改正個人情報保護法の施行に向け、政令・規則・ガイドライン等として整備すべき主な項目、整備に際しての留意点等の基本的な考え方をお示しするものでございます。

なお、個人情報の保護に関する基本方針についても、必要な見直しを行うこととします。

まず、「個人の権利の在り方」について、5点御説明申し上げます。

1点目は、「利用停止・消去等の請求権」についてです。改正法において、一部の法違反の場合に加えて、①利用する必要がなくなった場合、②重大な漏えい等が発生した場合、③本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも請求権を拡充することとされていますが、ガイドラインやQ&Aにおいて、特に③本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合について、基本的な考え方や具体的な事例等を提示することとします。

2点目は、「保有個人データの開示方法」についてです。改正法において、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにすることとされていますが、現行の政令において、開示方法として書面の交付としている規定を削除するとともに、委員会規則において、開示方法を規定することとします。

3点目は、「第三者提供記録の開示」についてです。改正法において、個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようにすることとされていますが、政令において、開示対象から除外されるものを規定することとします。

4点目は、「短期保存データの開示等対象化」についてです。改正法において、6ヶ月以内に消去する短期保存データも、保有個人データに含めることとし、開示・利用停止等の対象とすることとされていますが、現行の政令において、消去する期間を6ヶ月以内と定めている規定を削除することとします。

5点目は、「オプトアウト規定の強化」についてです。改正法において、要配慮個人情報に加えて、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても、オプトアウトの対象外とすることとされていますが、委員会規則において、届出事項の追加内容を規定することとします。

次に、「事業者の守るべき責務の在り方」について、2点御説明申し上げます。

1点目は、「漏えい等報告及び本人通知の義務化」についてです。改正法において、漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化することとしていますが、委員会規則において、「個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいもの」の内容や委員会への報告方法、期限等を規定することとします。なお、事業所管大臣への権限委任に関して、政令を整備することとします。

2点目は、「不適正な方法による利用の禁止」についてです。改正法において、違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化することとしていますが、特に、「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法」について、基本的な考え方や具体的事例等をガイドラインやQ&Aで提示することとします。

次に、「事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方」について、2点御説明申し上げます。

1点目は、「認定個人情報保護団体制度の充実」についてです。改正法において、現行制度に加え、企業の特定分野（部門）を対象とする団体も認定できることとしていますが、政令において、認定の申請に関する規定を整備するとともに、委員会規則において、届出の様式等を規定することとします。

2点目は、「保有個人データに関する公表事項の追加」についてです。制度改正大綱において、保有個人データに関する公表事項を充実させることとしていますが、政令において、公表事項として、安全管理に関する措置等を追加するとともに、ガイドラインやQ&Aで小規模事業者等にも配慮した内容を掲載することとします。

次に、「データ利活用に関する施策の在り方」について、3点御説明申し上げます。

1点目は、「仮名加工情報の創設」についてです。改正法において、仮名加工情報を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和することとしていますが、政令において、「仮名加工情報データベース等」を定義するとともに、委員会規則において、加工基準や安全管理措置基準等を規定することとします。

2点目は、「公益目的に係る例外規定の運用の明確化」についてです。制度改正大綱において、利用目的や第三者提供の制限の例外とされる公益目的について明確化を図ることとしていますが、具体的事例等をガイドラインやQ&Aで提示することとします。

3点目は、「提供先において個人データとなる情報の取扱い」についてです。改正法において、提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務づけることとしていますが、政令において、「個人関連情報データベース等」を定義するとともに、委員会規則において、第三者提供を行う際の実施確認や記録作成の方法等について規定することとします。

次に、「法の域外適用・越境移転の在り方」について、2点御説明申し上げます。

1点目は、「域外適用の範囲の拡大」についてです。改正法において、日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とすることとしていますが、ガイドラインやQ&Aにおいて基本的な考え方を提示することとします。

2点目は、「越境移転に係る情報提供の充実」についてです。改正法において、外国にある第三者への個人データの提供時に、移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求めることとしていますが、委員会規則において、本人の参考となるべき情報の内容及び提供方法等を規定することとします。このほか、各国の個人情報保護に係る状況について、個人情報保護委員会としても情報提供を行うこととします。

最後に、「ペナルティーの在り方」について御説明申し上げます。

「ペナルティーの引上げ」に伴い、ガイドラインやQ&Aにおいて関連箇所を修正することとします。

今後、第144回委員会においてお示したロードマップと今回お示した基本的な考え方に基づいて、委員会における検討を加速させ、来年春頃には政令及び規則の成案を、来年夏頃にはガイドライン及びQ&Aの成案をそれぞれ公表する方向で進めたいと考えております。

なお、今回御説明した基本的な考え方に沿って検討を進めますが、具体的な内容につきましては、今後の議論やパブリックコメント等で寄せられる御意見等を踏まえまして、変更が生じる可能性があることを申し添えさせていただきます。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いいたします。

大島委員、お願いします。

○大島委員 どうも説明ありがとうございました。

改正個人情報保護法の円滑な施行に向けた取組について、お話がありましたとおり、第144回の委員会で議論しました。

政令等の整備に当たっては、附帯決議等々、国会審議における議論をしっかりと踏まえる必要性が指摘されております。引き続き、国会審議における議論あるいはパブリックコメントも踏まえながら、具体的な検討を行ってまいりたいと考えます。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたかございますか。

宮井委員、お願いします。

○宮井委員 私からは、多様な関係者の意見の聴取の必要性ということで述べたいと思います。

報告ありがとうございました。

報告いただいた事項については、今後具体的な検討を行っていくと思うのですが、是非、消費者や事業者等の多様な関係者の意見を丁寧に聴取していく必要があると考えます。

以前にも少し申し上げましたが、新型コロナウイルスの社会への影響というのはとても甚大で、いわゆるデジタルトランスフォーメーションが急速に進むのはもう間違いないと思います。企業の方も非常に早く対応を迫られているというのが実情でございます。

そういった中で、消費者も事業者も変わっていく可能性が大いにありますので、そういった変化の声もしっかりと聴いていただいて、そしてそういった声を踏まえて、政令等も整備していただき、様々な関係者にとって分かりやすいものとしていきたいと考えます。

以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたかございますか。

今、お二方の委員から御意見をいただきましたように、本日の委員会では、政令等の整備の第一のステップとして、改正法のそれぞれの項目につきまして、政令等への委任事項及びガイドライン等に盛り込むことを予定する事項を整備することができたのではないかと思います。

本日整理された事項を踏まえ、今後、委員会として、それぞれの項目について、今、御意見がありましたように、多様なステークホルダーの御意見を伺いながら、具体的な検討を加速することといたしたいと思えます。

それでは、本案につきましては特に御修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定いたします。

それでは、次の議題に移ります。

次に、議題2、「特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討について」、資料2に基づき説明をさせていただきます。

初めに「1. 再検討の背景」でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条第2項において、「委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする」とされております。

前回2018年5月に行いました指針の再検討による変更後、2021年4月におおむね3年を経過することから、今年度、指針の再検討を行うものでございます。

「2. 検討の方向性（案）」でございます。

これまでの特定個人情報保護評価制度の運用状況、評価実施機関からの問合せや意見・要望、特定個人情報の漏えい等の事案、技術の進歩、国際的動向などを勘案しまして、例えば、資料の中ほどに掲載している事項について、指針及び指針の解説の変更並びに新た

に作成する運用に関する解説に盛り込むことを検討してはどうかと考えております。

具体的には、1つ目の矢印の「規律及び考慮要素の明確化・簡素化」と、2つ目の矢印の「特定個人情報保護評価制度の適切な運用の確保」の大きく2つに観点を分けまして、それぞれの検討事項を記載しております。

「規律及び考慮要素の明確化・簡素化」については、検討事項として、評価の再実施が必要となる特定個人情報ファイルの「重要な変更」の対象範囲、対象人数等が減少した場合のしきい値判断の結果による評価書の変更の取扱い、クラウドサービスの利用に当たり考慮すべき点、組織的・人的安全管理措置、データ消去等に関する記述の充実、「法令上の根拠」等の評価書の記載内容の簡素化を挙げさせていただいております。

「特定個人情報保護評価制度の適切な運用の確保」については、検討事項として、評価実施機関内の特定個人情報保護評価に関する体制整備、効率的・効果的な特定個人情報保護評価の実施方法を挙げさせていただいております。

また、このような検討事項への対応のために、必要なシステム改修を行う予定です。

「3. 再検討のスケジュール（案）」でございます。

更に検討事項の内容を精査いたしまして、令和2年12月頃の委員会で、パブリックコメントに掛ける指針の変更案をお諮りし、御了承いただければパブリックコメントを実施します。

そして、パブリックコメントで頂いた御意見を踏まえまして、令和3年3月頃の委員会に指針の変更案をお諮りさせていただくことを考えております。

御決定をいただければ、令和3年4月頃から、システム改修を伴わない指針の変更事項を適用し、令和4年1月頃から、システム改修を伴う指針の変更事項を適用してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 評価実施機関との関係について、3点ほどコメントさせていただきます。

説明ありがとうございました。

評価実施機関において、より実効的な特定個人情報保護評価が行われるように、指針についても、社会情勢の変化、評価実施機関の意見等を踏まえた見直しを行う必要があると考えています。

指針の見直し等の方向性については、今、説明いただきました事務局案でよろしいかと思っておりますが、更に評価実施機関の意見を聴きながら、変更案の具体化を進める必要があるかと思います。

また、評価実施機関における特定個人情報保護評価の適切な運用が確保されるように、リスク分析の方法など、評価の実施方法についても助言を行うことが適当であり、運用に

関する解説は、是非作成し、周知に努めていただきたいと思います。

以上であります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたかございますでしょうか。

それでは、特定個人情報保護評価指針については、特定個人情報ファイルの取扱いを自ら評価し、個人の権利利益の侵害を未然に防止するとともに、国民からの信頼を確保するという制度の目的に照らし、より実効的な特定個人情報保護評価が行われるよう、更に検討を進めてまいりたいと思います。

それでは、次の議題に移ります。

議題3、「個人データに関する国際的なデータ流通の枠組みに係る進捗について」、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、御報告いたします。

個人データに関する国際的な流通枠組み構築に向けた取組について、前回5月に状況を報告したところですが、その後の進捗等を御報告いたします。

資料の1ページ目を用いて御説明します。

まず、日米欧三極の対話についてです。こちらにつきましては、今後の日米欧三極での議論に資するため、日米欧間の個人データ移転の実態について、現在、当委員会において、企業への調査を進めているところです。引き続き、この作業を進めてまいります。

次に、OECDの取組についてです。OECDプライバシーガイドラインの見直しに関しては、昨年11月のOECDデジタル経済データガバナンス・プライバシー作業部会において、日本から、データローカライゼーション及び無制限なガバメントアクセスについて、OECDプライバシーガイドラインのレビューのプロセスの文脈において扱うことを提案し、その後、OECDにおいて議論が進められてきたところです。

直近7月7日には、OECDデジタル経済データガバナンス・プライバシー作業部会により、民間部門が保有する個人データの無制限なガバメントアクセスに関する専門家会議が開かれ、今後の進め方等について議論されたところです。引き続き、積極的に議論に参加し、取組を進めてまいります。

最後に、関連する動きとして、7月16日に下された欧州司法裁判所の判決についてです。

当該判決におきましては、個人データの第三国への移転手段としての標準契約条項に関する欧州委員会の2010年の決定は有効とする一方、同じく個人データの越境移転枠組みである米EUプライバシー・シールドに対する欧州委員会の2016年の十分性決定は無効との判断が示されたところです。

これらの判断につきましては、いわゆるガバメントアクセスが主な論点になっていると考えられ、具体的には、プライバシー・シールドについては当局による移転された個人データへのアクセス、使用に関する米国国内法から生じる個人データ保護の制限と、EU法の下で求められる要件との関係が論点とされていることに加え、標準契約条項による移転

に関しましても、移転元、移転先で合意される契約条項及び移転先第三国の当局による個人データへのアクセスに関する当該第三国の法制度の両方を考慮しなければならないとされています。

米国、欧州間の安心・安全で円滑な個人データ流通は、国際データ流通枠組みの発展にとって重要であり、当委員会としては、本判決を受けた米欧双方における今後の在り方の検討状況を注視するとともに、信頼性のある国際的な個人データ流通枠組みの構築に向けた取組の意義を共有している日米欧三極の対話を更に前進させていけるよう、引き続き、精力的に取組を進めていくことが重要であると考えております。

御報告は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

熊澤委員、お願いします。

○熊澤委員 報告ありがとうございます。

いわゆるD F F Tの枠組み構築における、今後の取組について一言申し述べます。

今般の欧州司法裁判所による米E Uプライバシー・シールドに係る欧州委員会の充分性決定を無効とする判決には、驚きを禁じ得ないところでしたが、ガバメントアクセスにまつわる論点については、新型コロナウイルス感染症対策における個人データの取扱いをめぐる議論も加わり、今後更に重要なテーマになってまいります。

そのような状況も踏まえて、O E C Dにおける取組を今後も着実に進めていくことが大変重要ではないかと考えます。

私からは以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御意見がございますでしょうか。

今回の報告は、現時点での総括ということであると理解をしています。ありがとうございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。